

## 最近の官庁営繕行政における主要施策について

---

- ・ 国土のグランドデザイン2050(参考) ……P1
- 1. 官庁施設の長寿命化 ……P6
- 2. 品確法等改正及び円滑な施工確保対策 ……P11
- 3. 官庁施設における雨水利用の推進 ……P17

# 国土のグランドデザイン2050(参考)

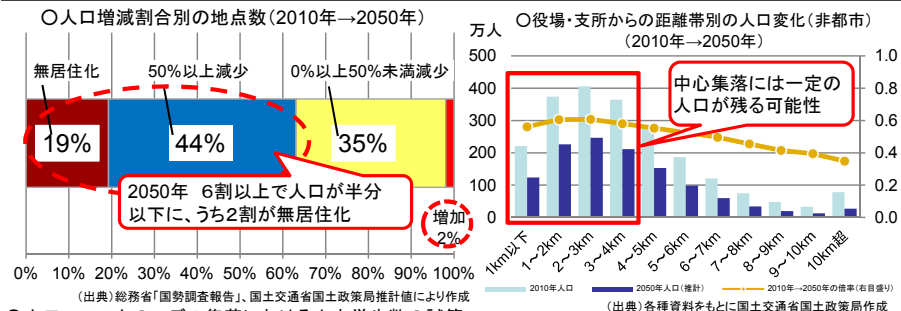
---

○本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有  
 ○2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示す「国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～」を策定

## 時代の潮流と課題

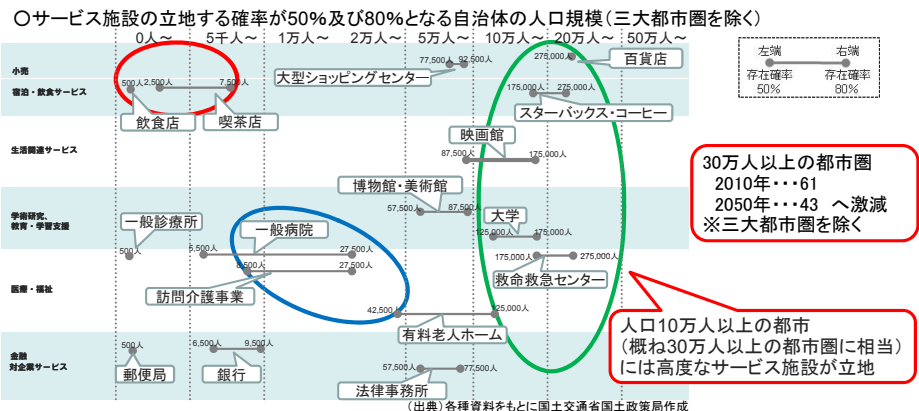
### (1) 急激な人口減少、少子化

- 1kmメッシュで見ると2050年には、現在の居住地の6割以上の地点で人口が半分に減少し、うち2割が無居住化。地域消滅の危機
- ただし、旧役場、小学校等がある中心集落では一定の人口が維持される可能性。このような地域で買い物、医療等のサービスを維持することが課題。一定の移住者(1000人集落で毎年1~2世帯)を呼び込むことができれば、地域を持続的に維持できる可能性。
- 高次の都市機能を維持するためには一定の人口規模(例:人口10万人以上の都市から交通1時間圏にある人口30万人程度以上の都市圏)が必要。三大都市圏を除いた人口30万人以上の都市圏は、61から43に激減することが見込まれることから、高次都市機能を維持していくため、ネットワークにより都市圏を拡大していくことが必要
- 長期的に我が国の人口を一定水準に保つためには、大都市、地方を通じ少子化対策を推進していくとともに、相対的に出生率の高い地方から、出生率の低い東京への人口流出に歯止めをかける必要



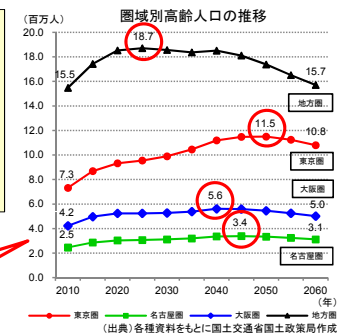
○人口1000人のモデル集落における小中学生数の試算

・現状のままの推移では、2050年には、小中学生は約8割減(廃校の可能性)が、毎年1世帯(夫婦と子供1人)と20歳代の男女2人(計5人)を呼び込むことができれば約4割減、毎年2世帯と20歳代の男女4人(計10人)を呼び込むことができれば約1割減(小中学校の維持の可能性)



### (2) 異次元の高齢化の進展

- 世界のどの国も経験したことのない4割の高齢化率へ。高齢社会に対応した国土・地域づくりが急務
- 地方圏の高齢者数は2025年にピークアウトするのに対して、東京圏では2050年に向けて急増していくことから、大都市では介護施設が不足し、地方では余剰が生じる可能性。この将来のミスマッチに対して、国土政策上の対応が必要。



### (3) 都市間競争の激化などグローバル化の進展

- 国家・都市間の競争が激化。大都市の国際競争力の強化が課題
- ユーラシアダイナミズムが日本の地政学上の位置を大きく変化させる可能性
- 日本企業がグローバル化していく中でも、東アジア諸国の賃金上昇などを背景に、製造業の国内回帰の可能性。これを取り込んでいくことが必要
- 訪日外国人旅行者やビジネスマンが日常的に全国各地を訪問、滞在する社会が到来。しかし、現況は、観光面でも東京周辺やゴールデンルート等に集中しており、地方も国際化を進める必要

都道府県別外国人宿泊者数に占めるゴールデンルート等の割合

都道府県	シェア(%)
東京都	30
大阪府	13
京都府	8
千葉県	6
愛知県	3
神奈川県	3
静岡県	2
計	65

東京周辺やゴールデンルート等に65%が集中

### (4) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化

- 首都直下地震、南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率70%。特定の場所に人口・資産が集中しており、これらの災害が発生すれば、国家存亡の危機。国土レベルでの対応が課題
- 高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化が深刻

想定される巨大災害

	首都直下	南海トラフ
規模	M6.7~7.2	M8~9
発生確率	30年以内に70%程度	30年以内に70%程度
想定死者数	最大約2.3万人	最大約32.3万人

(出典)首都直下地震対策検討WG最終報告等による

### (5) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題

- 世界は人口爆発。食料・水・エネルギー確保が課題
- 世界が食料・エネルギー危機になっても、一定の食料・エネルギーを確保できるような仕組みの構築

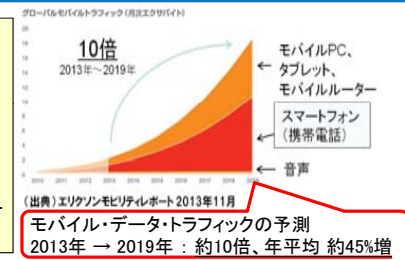
世界と日本の人口の推移

	2010年	2050年
世界	69億人	96億人
日本	1.28億人	0.97億人

(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等による

### (6) ICTの劇的な進歩など技術革新の進展

- すべての人やモノが様々なデバイスで常にネットワークにつながる時代
- すべてのデータに位置情報がタグ付け  
→Internet of Thingsと呼ばれるようなネットとリアルとの融合
- これによるデータ・トラフィックの急増への対応が必要
- さらに、幅広い分野で進む技術革新を積極的に取り込む社会面・制度面の対応が課題



## ○キーワードは、コンパクト+ネットワーク

### コンパクト+ネットワークの意義・必要性

#### ①質の高いサービスを効率的に提供

- ・人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためには、集約化(コンパクト化)することが不可欠
- ・しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小して、より高次の都市機能によるサービスが成立するために必要な人口規模を確保できないおそれ
- ・このため、ネットワーク化により、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保することが不可欠

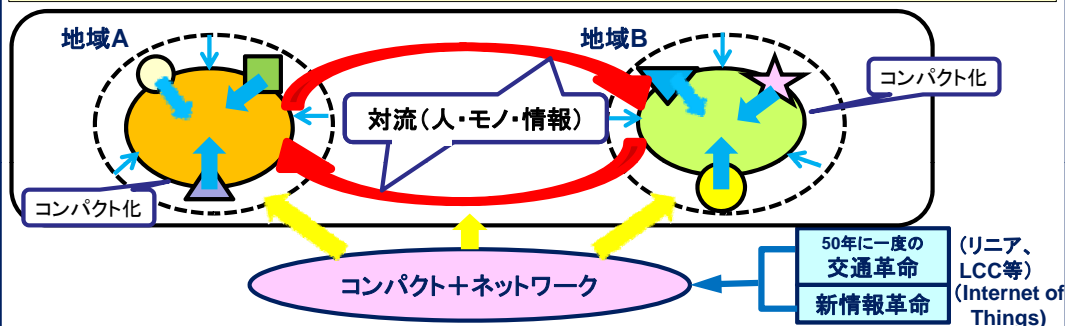
#### ②新たな価値創造

- ・コンパクト+ネットワークにより、人・モノ・情報の高密度な交流が実現
- ・高密度な交流がイノベーションを創出
- ・また、賑わいの創出により、地域の歴史・文化などを継承し、さらにそれを発展

➡コンパクト+ネットワークにより「新しい集積」を形成し、国全体の「生産性」を高める国土構造

### 多様性と連携による国土・地域づくり

- ・人口減少社会において、各地域が横並びを続けているは、それぞれの地域は並び立たず、サービス機能や価値創造機能が劣化
- ・しかしながら、我が国が長い歴史の中で育んできた多様性が、近代化や経済発展を遂げる過程で徐々に喪失
- ・このため、
  - ①まずは各地域が「多様性」を再構築し、主体的に自らの資源に磨きをかけていくことが必要
  - ②その上で、複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進していくことが必要
- ・これにより、多様性を有する地域間で1)機能の分担・補完、2)目標を共有し進化、3)融合し高次の発展が図られ、圏域に対する高次のサービス機能の確保と新たな価値創造が可能に
- ・このような「多様性と連携」を支え、地域の多様性をより豊かにしていくのが、コンパクト+ネットワーク
- ・コンパクト+ネットワークは、50年に一度の交通革命、新情報革命を取り込み、距離の制約を克服するとともに、実物空間と知識・情報空間を融合させる  
(「距離は死に、位置が重要になる」 → その場所では何ができるかという「比較優位」)
- ・人・モノ・情報の交流はそれぞれの地域が多様であるほど活発化(→対流)
- ・対流のエンジンは多様性(温度差(地域間の差異)がなければ対流は起こり得ない。)  
→常に多様性を生み出していく必要



## 人と国土の新たなかかわり

### ○多様性を支えるふるさと

多様性のある地域で暮らす中で、人は地域に愛着を持ち、そこがふるさとになる。ふるさとが長い年月を経て、それぞれの文化を育み、人は地域の文化を呼吸しながら生きていく存在。住み慣れた地域に住み続けたい思いは最も大切していかなければならないものの1つ

### ○単一のベクトル(評価軸)から2つのベクトルへ

2つのベクトル(国際志向と地域志向)の下、国土、経済、地域、暮らしなどの各分野で戦略的サブシステムなど、多元的な仕組みを取り入れることが必要

### ○新しい「協働」

人々が各地の地域活動などに積極的にかかわっていく、新しい「協働」の時代へ

### ○女性の社会参画

女性の就業率と出生率は正の相関。男女がともに仕事と子育てを両立できる環境を整備し、女性の社会参画を推進

### ○高齢者の社会参画

元気な高齢者が知識、経験、技術を活かして地域で社会参画

### ○コミュニティの再構築

人が国土とかかわる上で、重要な舞台となるコミュニティが、都市化、核家族化等の中で弱体化。コミュニティを再構築し、多世代循環型でサステナブルなものに

➡各般の少子化対策と相まって、国民の希望通りに子供を産み育てることができる環境を整備することにより、出生率が回復し、中長期的に1億人程度の人口構造を保持

## 世界の中の日本

- ・グローバル化の中で日本が存在感を高めるには、日本独自の価値を磨いて、世界の人々に多面的な価値を提供できる場とする必要
- ・このため、全国津々浦々を世界に通用する魅力ある地域へ。地域の宝を見出し、それを磨き、世界への情報発信を積極化
- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、東京だけでなく、日本の姿を世界に見せる絶好のチャンス

## 災害への粘り強くなやかな対応

- ・災害に対する安全を確保することは、国土づくりの大前提
- ・国民の生命、財産を守ることが最優先。一方で、災害に対する安全の確保はグローバル社会における我が国経済とその信用力の基盤
- ・巨大災害のリスクを軽減する観点からも、依然として進展する東京一極集中からの脱却
- ・災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくり

## 国土づくりの3つの理念

多様性  
「ダイバーシティ」

連携  
「コネクティビティ」

災害への粘り強くなやかな対応  
「レジリエンス」



## 基本戦略

### (1) 国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築

- ・集落が散在する地域において、日常生活に不可欠な機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつなぐ「**小さな拠点**」の形成(全国5千箇所程度)。ICTを活用した遠隔医療・遠隔教育の実施や、地方公共団体・物流事業者・コンビニ等と連携した配達サービスの確保等、「**未来型小さな拠点**」のための環境整備の検討
- ・都市において、都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図り、**コンパクトシティ**の形成を推進。小規模な都市においては、規模に応じた都市サービスを提供するとともに、**地域資源・強みを活かした、良好な居住環境を持つ環境生活都市**を構築
- ・複数の地方都市等がネットワークを活用して一定規模の人口(概ね30万人)を確保し、相互に各種高次都市機能を分担し連携する「**高次地方都市連合**」の構築(全国60~70箇所程度)

### (2) 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり

- ・コンパクト+ネットワークによる新しい集積の下、人・モノ・情報が活発に行き交う中で新たな価値の創造・イノベーションにつなげる「**攻めのコンパクト**」
- ・大学が核となって地域とも連携し、空間的近接性を確保しつつ、脱工業生産力モデルを志向した新産業を創出する**フューチャー・インダストリー・クラスター**の形成(大量生産・大量消費モデルからの脱却)。その際、各地域が戦略的に成長産業と目標を設定し、各府省の連携により、その産業等を育成
- ・農林水産業における多様な担い手の確保、企業ノウハウやICTを活用した生産・流通システムの高度化、6次産業化・輸出促進や農山漁村における「**地域内経済ネットワークの取組**」の促進

### (3) スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成

- ・リニア中央新幹線の整備により、三大都市圏がそれぞれの特徴(東京圏の国際的機能、名古屋圏の先端ものづくり、大阪圏の文化、歴史、商業)を発揮しつつ一体化し、世界最大の**スーパー・メガリージョン**が形成され、世界から人・モノ・カネ・情報を引き付け世界を先導
- ・スーパー・メガリージョン内外の人・モノ・情報の高密度な連携を促進(筑波、関西学研など、知の創発拠点をつなぐ「**ナレッジ・リンク**」の形成等)
- ・リニア中間駅の活用により、高度な都市生活と大自然に囲まれた環境が近接した新しいライフスタイルを実現
- ・リニアと他の交通ネットワークの結節を強化し、スーパー・メガリージョンの効果を北東日本や南西日本に拡大。福岡などスーパー・メガリージョン以外の地域においても、国際ゲートウェイ機能等を充実し、スーパー・メガリージョンと連携
- ・世界に例のないプロジェクトの効果を最大限に発揮するため、必要な調査・研究を行うなど、積極的に挑戦

### (4) 日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進

- ・東日本大震災では、日本海側と太平洋側の連携を強化し、ネットワークの多重性・代替性の確保を図り、両面を活用する重要性が再認識
- ・ユーラシアダイナミズムへの対応と災害に強い国土づくりの観点から、**日本海側と太平洋側の連携を強化**
- ・シベリア鉄道を活用したシベリアランドブリッジ、北極海航路、パナマ運河再拡張を契機として、日本海側と太平洋側の2面をフル活用し、世界との結びつきを強化
- ・広域ブロック相互間の連携を強化

### (5) 国の光を觀せる観光立国の実現

- ・アジアを中心とした旺盛な国際観光需要を積極的に取り込んでいくことが重要
- ・定住人口の減少が見込まれる中、内外の観光客を呼び込み、「**交流人口**」の増加により地域経済を活性化(外国人旅行者11人分、又は、国内旅行者(宿泊)26人分で定住人口1人の消費額に相当)
- ・地域住民が誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を実現
- ・留学、ビジネス等「**滞在人口**」の拡大
- ・成熟した旅行者層や富裕層に積極的にアプローチし、食、流通、農業、文化等、様々な業界にインバウンド推進の担い手を広げた新たな取り組みを創出

### (6) 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出

- ・近年の若者や女性の「**田園回帰**」と呼ばれる新たな人の流れなどを踏まえ、大都市から地方への人の流れを創出
- ・地方におけるIT産業をはじめとした多様な産業の振興等を通じて、若者や子育て世帯を含めた**UIJターン**を促進
- ・シニア世代の知識・技術・経験は、地域産業やコミュニティ活動などの維持・振興に寄与するとともに、シニア世代の移住は、将来見込まれる大都市部の介護施設不足の緩和に寄与することから、「**元気なうちの田舎暮らし**」を促進
- ・「**田舎暮らし**」を促進するため、「**田舎探し**」を支援
- ・今後は、単に居住する「**二地域居住**」に加え、生活・就労により積極的に地域にかかわりを持つ「**二地域生活・就労**」を促進し、「**協働人口**」を拡大
- ・移住先での住まいや医療の確保、働き口の確保のほか、交通の利便性向上や納税、住民登録等、様々な側面より柔軟な社会制度となるよう検討
- ・これらの取組に合わせ、受け入れ側の地方部においては、**自らの地域の宝を探し、「田舎磨き」**を積極的に推進

### (7) 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築

- ・都市政策・住宅政策・福祉政策・交通政策等の連携により**コミュニティを再構築**
- ・**コミュニティ再生拠点**として、**公的住宅団地の活用**
- ・それを支える**新生活支援サービス産業**の育成
- ・**スマートウェルネス住宅・シティ**の実現
- ・環境に優しく、高齢者が健康に歩いて暮らせ、同時に子育てしやすい多世代循環型の地域の構築

### (8) 美しく、災害に強い国土

- ・地域独自の景観や自然等の幅広い地域資源を活用した魅力ある地域づくり・無電柱化の推進等
- ・森林、農地、海洋、水を大切にし、38万km<sup>2</sup>の領土に加え、447万km<sup>2</sup>の領海・排他的経済水域を守るとともに、すべてを持続可能な形で最大限利用
- ・所有者不明土地の実態把握、活用を進めるためのルールづくり。公共・公益的な視点と財産権の不可侵性のバランスに配慮した制度のあり方の検討
- ・**災害リスクの評価・共有と、これを踏まえた防災・減災対策の重点化**
- ・ロボットやセンサー等を駆使して、防災・減災、メンテナンス等におけるイノベーションを生み出し「**防災先進社会**」を構築

## 基本戦略

### (9) インフラを賢く使う

- ・インフラの整備に加え、使い方を工夫することで、**既存ストックを最大限に活用**。「**対流基盤**」としてのインフラの高度化とともに、先進技術を積極的に活用し、より**頭脳化された「スマート・インフラ」**への進化を促進
- ・ITS技術の活用による円滑かつ安全な道路交通サービスの実現、ダム運用の高度化、地方空港の利活用の促進、港湾におけるITの活用による物流効率化の促進等
- ・インフラの管理レベルを考慮し、**効率的・効果的な維持管理**を行いつつ、インフラの特性や利用状況等を踏まえ、必要に応じ、**更新等**を行うほか、**機能連携、用途変更、統廃合等**を実施

### (10) 民間活力や技術革新を取り込む社会

- ・民間の資金、技術、ノウハウを活用してインフラの整備・運営に**PPP/PFI**を活用
- ・技術革新の成果を最大限に活かすため、**制度と技術を一体的につくり上げる**
- ・実物空間と知識・情報空間が融合した**CPS(サイバーフィジカルシステム)イノベーション**を実現。これにより、世界で最も高密度なストレスフリー社会を形成
- ・このため、準天頂衛星等を活用した**高精度測位社会**を実現
- ・**国家戦略特区制度等との連携**

### (11) 国土・地域の担い手づくり

- ・**新たな「公」の第二弾ロケット**として、ソーシャルビジネスをはじめ、**地域ビジネスの担い手を支援するプラットフォームを整備**
- ・クラウドファンディングの活用等、新たな「公」の担い手のビジネスマネジメントの向上を促進
- ・現場力の強さが日本の強さ。**技術者・技能者の処遇を改善し職人が尊敬される社会へ**
- ・**若者が安心して一生を託せ、女性がより活躍できる建設産業の実現**

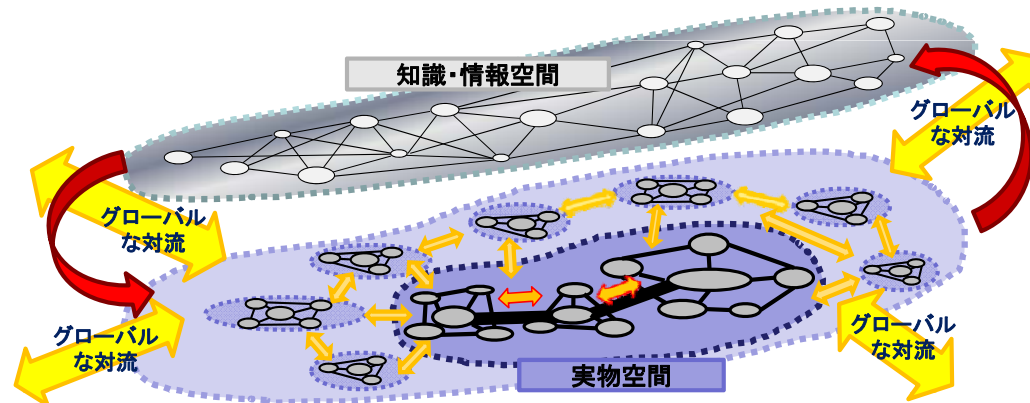
### (12) 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー・制約・環境問題への対応

- ・**水素社会の実現**
- ・バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの活用による**エネルギーの地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを構築**。これらは災害時等のセキュリティの観点からも重要
- ・**下水汚泥・下水熱の有効利用によるエネルギー化**
- ・**省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティの実現**

## 目指すべき国土の姿

### 実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」の形成

- ・地球表面の実物空間(「2次元的空间」)と知識・情報空間が融合した、**いわば「3次元的空间」**
- ・数多くの小さな対流が創発を生み出し、大きな対流へとつながっていく、「**対流促進型国土**」



### 大都市圏域

- ・世界最大のスーパー・メガリージョンを軸とした**国際経済戦略都市**へ
- ・大都市も人口減少時代に突入。効率性を高め、より**一層筋肉質の都市構造**へ

### 地方圏域

- ・**小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合**などから形成される活力ある集積へ
- ・大都市圏域と連携しつつ、**世界とも直結**。多自然生活圏域の形成

### 大都市圏域と地方圏域 — 依然として進展する東京一極集中からの脱却 —

- ・**フューチャー・インダストリー・クラスター**や農林水産業の活性化、**観光立国の実現**、**元気なうちの田舎暮らし**等を通じて、**地方への人の流れを創出し、依然として進展する東京一極集中からの脱却**を図る
- ・必ずしも東京にある必要はないと考えられる**国や民間企業の施設・機能等の地方への移転促進策**の検討
- ・**広域ブロック相互間の連携を強化し、北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸、西日本国土軸の4つの国土軸の構想とも重ねていく**

### 海洋・離島

- ・我が国の**主権と領土・領海を堅守**するとともに、**447万km<sup>2</sup>の領海・排他的経済水域のすべてを持続可能な形で最大限活用**
- ・**国境離島に住民が住み続けることは国家国民にとっての利益**。いわば「現代の防人」

### グランドデザイン実現のための国民運動 — 「日本未来デザインコンテスト」の実施等 —

- ・本グランドデザインを素材とし、**未来の国土や地域の姿について国民の間で活発な議論を展開**(グランドデザインに関する様々なデータや地域づくりの情報を提供する新たなプラットフォームを構築)
- ・**広く国民が参加して幸せな未来を描き、それを実現するための様々なアイデアを競う「日本未来デザインコンテスト」(仮称)を実施**
- ・**広域地方計画協議会の機能の充実・強化**(大学、若手経営者、女性起業家等の参画)
- ・これらも踏まえ、**国土形成計画(全国計画及び広域地方計画)を見直す**

# 1. 官庁施設の長寿命化

---



- 「社会資本メンテナンス元年」の成果や課題を踏まえ、**インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画をとりまとめ**
- 将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、**メンテナンスサイクルを構築・継続的に発展**
- 国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確保の実現

## 1. 国交省の役割

○各インフラに係る体制や制度等を構築する「**所管者**」としての役割

○インフラの「**管理者**」としての役割

## 2. 計画の範囲

- 対象: 国交省が制度等を**所管する全ての施設**
- 期間: **平成26～32年度**(2014～2020年度)

## 3. 中長期的なコストの見通し

○維持管理・更新等の取組のため、施設の実態の把握や個別施設計画の策定により、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要

## 4. 現状・課題と取組の方向性

	現状と課題	必要施策に係る取組の方向性	具体的な取組の例
点検・診断／ 修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総点検対象施設以外の対応</li> <li>○ 人口減少等の社会構造の変化への対応</li> <li>○ 技術力を有する職員の不足</li> <li>○ 取組の着実な実施に必要な予算の確保</li> <li>○ 点検・診断等の担い手の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全施設のメンテナンスサイクルの構築</li> <li>○ 施設の必要性、対策内容等の再検討</li> <li>○ 相談窓口機能、研修・講習の充実</li> <li>○ 交付金等による支援の継続・充実</li> <li>○ 入札契約制度等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準類に基づく適時・適切な点検・診断</li> <li>○ 個別施設計画に基づく修繕・更新・集約等</li> <li>○ 地公体職員を対象とする研修の充実・継続</li> <li>○ 防災・安全交付金等による取組の支援</li> <li>○ 適正な価格等の設定、発注ロットの最適化</li> </ul>
基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準類の位置づけが不明確</li> <li>○ 新たな技術・知見が未反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準類の体系的整備</li> <li>○ 新たな技術や知見の基準類への反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 位置付けを明確にした全基準類の見える化</li> <li>○ 適時・適切な基準類の改定</li> </ul>
情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台帳等の不備・未整備</li> <li>○ 情報の活用に向けた統一的管理が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検・修繕等を通じた情報収集</li> <li>○ 情報の蓄積、地公体も含めた一元的集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ データベースの構築・改良、情報の蓄積・更新</li> <li>○ 関係者による情報の共有</li> </ul>
個別施設計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画未策定の施設が存在</li> <li>○ 記載内容にバラツキ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定の推進と内容の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画策定対象の拡大</li> <li>○ 手引き等の整備・提供、交付金等による支援</li> </ul>
新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現場ニーズと技術シーズのマッチングが不十分</li> <li>○ 新技術の特性(適用条件等)が不明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産学官の連携とニーズ・シーズのマッチング</li> <li>○ 新技術を活用できる現場条件などの明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニーズを明確にした公募等による現場実証・評価</li> <li>○ 点検・診断技術の特性を明確にした維持管理支援サイトによる新技術の現場導入支援</li> </ul>
予算管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非計画的な投資</li> <li>○ 対策費用を踏まえた財源が未確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ トータルコストの縮減・平準化</li> <li>○ 受益と負担の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個別施設計画に基づく計画的な対策</li> <li>○ 更新投資の財源確保に向けた検討</li> </ul>
体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術者の技術力の評価が不十分</li> <li>○ 地公体単独での対応が困難</li> <li>○ 国民等の利用者の関与が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資格制度の充実、高度な技術力を有する技術者の活用</li> <li>○ 管理者間の相互連携体制の構築</li> <li>○ 国民等の利用者の理解と協働の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間資格の評価、国の職員等の派遣</li> <li>○ 関係者からなる組織による市町村への支援</li> <li>○ 現地見学等による広報活動</li> </ul>
法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 点検等の法令等の位置づけが不明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 責務の明確化、社会構造の変化への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持・修繕の責務明確化</li> </ul>

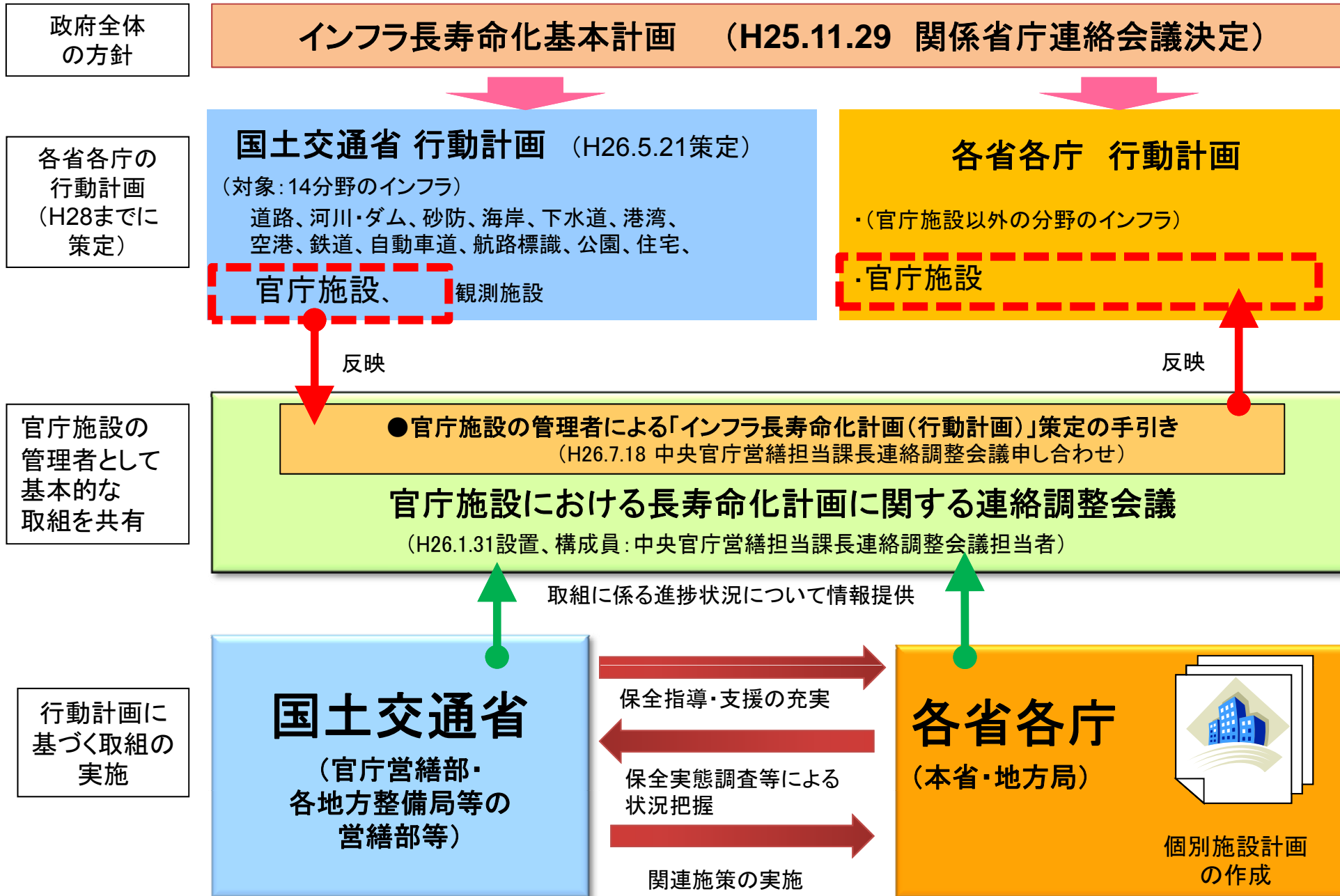
## 5. その他

○計画の**フォローアップ**により、取組を充実・深化

○ホームページ等を通じた積極的な情報提供



	所管者（官庁営繕）の取組 【対象：各省各庁の施設】	管理者（施設管理部局）の取組 【対象：国交省の施設】
1.点検・診断/修繕・更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の機能の充実</li> <li>○基準類・マニュアル等の整備・提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁施設保全連絡会議やHP等で周知</li> <li>・各省各庁への保全指導による保全実態調査の総評点の向上</li> </ul> </li> <li>○研修・講習の充実（官庁施設保全連絡会議、全国営繕主管課長会議等の開催）</li> <li>○施設を整備する立場から、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>H26年度中に、地域毎に官庁施設の整備構想を策定</b></li> <li>・長寿命化事業を推進</li> <li>・<b>H27年度から施設カルテの作成・運用を開始</b></li> <li>・基準に基づく施設整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点検・診断/修繕・更新等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検の実施</li> <li>・保全の確実な実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶<b>国土交通省が管理する庁舎等について、H29年度までに保全実態調査の総評点が80点以上の施設の割合を80%以上となるよう取組を継続</b></li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○研修・講習の充実</li> <li>○担い手確保に向けた入札契約制度の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な保全業務委託の実施</li> </ul> </li> </ul>
2.基準類の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検、保全に関する基準類を適用</li> </ul>	
3.情報基盤の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>H26年度中に、全ての官庁施設を対象に、保全実態調査に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に蓄積</b></li> <li>・保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施</li> <li>・地方公共団体が利用するデータベースへの情報の蓄積・更新ができるよう技術的支援を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>H26年度中に、国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、左記の情報をBIMMS-Nに登録</b></li> <li>・H27年度以降は、情報の更新を毎年実施</li> <li>・蓄積した情報は、各施設管理者並びに本省官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等で共有</li> </ul>
4.個別施設計画の策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画を構成する「中長期保全計画※1」、「保全台帳※2」が適切に作成されるよう、保全指導を継続                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※1 施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画</li> <li>※2 点検や修繕履歴等を記録する台帳</li> </ul> </li> <li>・BIMMS-Nの機能を周知し、中長期保全計画・保全台帳の作成を支援</li> <li>・各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>H28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設※において、個別施設計画の策定を完了</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>※建築基準法、官公法の定期点検の対象施設</li> </ul> </li> <li>・策定した個別施設計画は、適宜、更新</li> </ul>
5.新技術の開発・導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検・診断に関する新技術が導入されている取組を収集し、各省各庁・地方公共団体に対して、引き続き、参考に情報提供</li> <li>・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討</li> </ul>	
6.予算管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全業務の適正な実施に必要な費用の算出について技術支援</li> <li>・「個別施設計画の策定・推進」の取組を継続</li> </ul> <p>&lt;施設を整備する立場から実施する内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>H26年度中に、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、新技術の開発・導入の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。</li> </ul>
7.体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術者の確保・育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設保全責任者を設置し、保全実施体制を確立するよう保全指導</li> <li>・「研修・講習の充実」の取組を継続</li> </ul> </li> <li>○管理者等の相互連携の強化（研修・講習の充実の取組を継続）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術者の確保・育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>平成26年度中に、自らが管理する全ての施設で施設保全責任者を設置</b></li> <li>・「研修・講習の充実」の取組を継続</li> </ul> </li> </ul>
8.法令等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる制度や法令等について、機会を捉えた整備を実施</li> </ul>	-



## 1. 目的

本手引きは、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附帯施設(官庁施設)の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめ、平成26年7月18日「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において申し合わせ事項としたもの。

## 2. 手引きの概要

- (1) 対象施設 **すべての官庁施設**。ただし、借受施設を除く。
- (2) 計画期間 **2020年度(平成32年度)までを目安とする**。
- (3) 必要施策に係る取組の方向性
  - ・ 下表に示す8施策について、**共通して実施する取組を記載**。
  - ・ 取組は、国土交通省の行動計画(官庁施設分野)をベースにしており、4施策については、同一指標を設定(※)。
  - ・ 施設の特異性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらずに行動計画を策定することができるが、次の内容は最大限尊重。

1. 点検・診断／修繕・更新 (※)良好な施設の割合 (H29年度:80%)	5. 新技術の開発・導入
2. 基準類の整備	6. 予算管理
3. 情報基盤の整備と活用 (※)官庁施設情報管理システムへの情報の登録 (計画策定年度:100%)	7. 体制の構築 (※)施設保全責任者の設置 (計画策定年度:100%)
4. 個別施設計画の策定・推進 (※)計画の策定率 (H28年度:100%)	8. 法令等の整備

- (4) フォローアップ計画 フォローアップの詳細は、別途、官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議において定める。

## 2. 品確法等改正及び円滑な施工確保対策

---



# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➢H26.6.4  
公布・施行

## <背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
  - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保 の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
  - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
  - ・ 災害対応を含む 地域維持 の担い手確保へ配慮
  - ・ ダンピング受注の防止
  - ・ 下請契約を含む 請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
  - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む) の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

#### 各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
  - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
  - 低入札価格調査基準 や 最低制限価格 の設定
  - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○ 発注者間の連携の推進 等
- 効果 →
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
  - ・ 歩切りの根絶
  - ・ ダンピング受注の防止 等

### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携 を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針 を策定

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による**将来の工事の担い手不足等が懸念**
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した**適正な施工体制の確保が急務**

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ① **ダンピング防止**を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
  - 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
  - 談合の防止
  - 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- ② 公共工事の入札の際の**入札金額の内訳の提出**を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③ 建設業者及びその団体による**担い手確保・育成**並びに国土交通大臣による**支援の責務**を明記【建設業法】
  - 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④ 建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、**解体工事業を新設**【建設業法】
    - 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
  - ⑤ 公共工事における**施工体制台帳の作成・提出**義務を**小規模工事にも拡大**（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
    - 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
  - ⑥ 建設業許可に係る**暴力団排除条項**を整備<sup>(※)</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への**通報を義務付け**【建設業法】【入契法】
    - 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦ その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

## 経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

## 施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）

## 公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**  
予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**  
実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**  
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**  
設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**  
新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始。  
(地方整備局等の「公共建築相談窓口」)

## 予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し(2月より新単価を適用)**  
最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。  
(※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。)
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**  
橋梁補修工(ひび割れ補修、断面修復、表面被覆)など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**  
地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

## 適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**  
契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**  
資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

## 人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**  
技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和(5km→10km)**  
近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**  
地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**  
受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間(実工期期間の30%かつ3ヵ月以内)の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**  
既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

## 公共事業の施工確保対策の周知・徹底

- 全国のブロック会議等を通じて、継続して施工確保対策の周知・徹底等を再三にわたり実施。
- 地方公共団体においても、最新単価の適用や主任技術者の兼任要件の緩和など、円滑な施工確保対策として取りまとめた各施策が浸透し、効果を上げていることを確認。

## 円滑な施工確保にむけたきめ細かな状況の把握

- **地方公共団体発注の大型建築工事**において、繰り返し入札不調になるものが昨年度末にかけて多く見られたことに鑑み、個別の不調案件についてきめ細かく情報収集している。不調の主な原因は予定価格が実態の価格に合っていないことであり、各発注者において、最新単価の適用や適切な施工条件明示の徹底等の対策を講じた結果、いったん不調となった案件についても、再発注等により契約が進んでいることを確認している。

### <公共建築相談窓口による相談受付状況>

- 相談受付件数 : 595団体、のべ913件の相談を受け付け(6月末時点)
- 主な相談事項 : 入札手続き、設計及び積算関係、不調・不落対策、スライド条項適用方法等
- 公共建築相談窓口等において相談対応又は情報提供等を行った主な事例
  - ・ 宮城県南三陸町 → 新病院建設工事(H26.5.12落札)
  - ・ 福島県立医科大学 → ふくしま国際医療科学センター建設工事(H26.5.1落札)
  - ・ 山口県下関市 → 新博物館建設工事(H26.5.9落札)

## 発注者間の連携による具体的な取り組み事例

- **発注見通しの統合化**
  - ・ 計画的な技術者の配置、資機材の調達を行いやすくするための環境整備として、各機関の発注見通しの全容が把握できるように国、県、市町村等の発注見通しを統合して公表。



## ○ 「官庁営繕工事における不調・不落対策」を地方整備局等に通知(平成25年10月1日)

- ・ **不調・不落が多い小規模工事を主な対象**

### ● 各省各庁、地方公共団体へ情報提供

- ・ 中央官庁営繕担当課長連絡会議構成員に参考送付し、全国営繕主管課長会議幹事会で説明

### ● 関係業団体へ対策の内容を説明

## 官庁営繕工事における不調・不落対策の主な取組

### ◆ 実績要件の緩和、等級・地域の拡大

### ◆ 現場条件や実勢価格を適切に反映した積算

- ・ 施工条件明示の改善
- ・ 僅少工事の単価補正
- ・ 積み上げによる共通費の補正
- ・ 見積活用方式の採用
- ・ 地域外労働者等確保経費の精算

### ◆ 工事管理の効率化

- ・ 適切な発注ロット設定
- ・ 工事書類の簡素化

### ◆ 応札時の負担軽減

- ・ 入札情報提供方法の工夫
- ・ 業界説明会の開催
- ・ 総合評価の二極化

## ○ 対策の拡充(平成25年12月～)

- ・ 施工条件明示、見積活用方式などの主な取組に関する通達の発出等

### 3. 官庁施設における雨水利用の推進

---

## これまでの取組

官庁施設の整備において渇水対策や水資源の有効利用等の観点から、雨水利用システム導入を推進してきたところ

## 雨水の利用の推進に関する法律【平成26年5月1日施行】

### ■目的

雨水の利用を推進することで、**水資源の有効な利用**を図り、あわせて下水道、河川等への**雨水の集中的な流出の抑制**に寄与すること

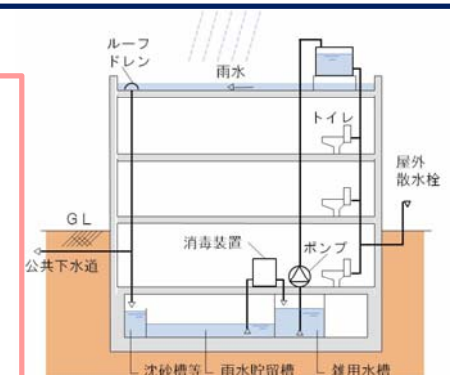
※**雨水の利用**: 雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用等に使用すること  
(災害時における使用に備えて確保することも含む)

### ■基本方針等

- 雨水の利用の推進に関する基本方針の策定
- 国等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標の設定(閣議決定)

## 法施行を踏まえた今後の取組

- 今後策定される基本方針及び目標に基づき、官庁施設における**雨水利用を一層推進**する
- より効果的な雨水利用を推進するため、**計画、設計に係る基準類の改定**に向けた検討を進める



現状の雨水利用システムの整備イメージ